

丘 の 公 園
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 8 年 6 月
山 梨 県 企 業 局

目 次

第 1	施設の概要	
1	名称	1
2	沿革	1
3	所在地	1
4	施設の規模等	1
5	所有者	2
第 2	管理運営方針	
1	基本方針	2
2	施設の維持管理方針	2
3	施設の運営方針	2
第 3	募集の内容	
1	指定管理者が行う業務	3
2	自主事業	3
3	指定管理者が行う管理の基準	3
4	責任分担	4
5	指定期間等（予定）	6
6	指定管理者の収入	6
7	指定管理者から企業局への納入金	7
第 4	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	7
2	申請手続等	8
3	指定管理業務の実施に関する計画書の作成	11
4	自主事業に関する提案及び事業実施に関する計画書の作成	11
第 5	指定管理者の候補者の選定	
1	選定委員会	12
2	審査基準	13
3	一次審査	14
4	二次審査	14
第 6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	
1	指定管理者の候補者の決定	14
2	候補者との協議	14
3	指定管理者の指定	14
4	指定管理者との協定締結	14
第 7	指定管理業務の適正な実施に関する事項	
1	指定管理業務の再委託等の制限	15

2	暴力団の排除	16
3	個人情報の取扱い	16
4	情報公開への対応	16
5	文書の管理・保存	16
6	保険への加入	16
7	電気調達の契約	16
8	キャッシュレス決済の導入	16
9	不可抗力等発生時の対応	16
10	備品及び備品相当品	17
11	管理口座・区分経理	17
12	法令等の遵守	17
第8	指定管理業務の継続が困難となった場合の措置	
1	指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合	18
2	その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合	18
3	指定管理業務の引継ぎ	18
第9	申請に関する留意事項	
1	審査の対象又は候補者からの除外	18
2	指定管理業務開始前における指定の取消し	18
3	申請書類等の取扱い	19
4	費用負担	19
5	その他	19
第10	事業実施状況のモニタリング（業務の確認・検証）等	
1	モニタリング、評価の実施	19
2	県の監査委員等による監査	20
3	指定管理業務開始後の指定の取消し等	20
第11	問い合わせ先及び各種書類の提出先	21
	様式	22
	別添「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」	
	〈資料〉	
1	山梨県公営企業の設置等に関する条例	
2	地域振興事業の概要	
3	丘の公園施設案内図	
4	丘の公園主要施設概要	
5	丘の公園施設位置図・平面図	
6	主な設備等・備品等一覧表	
7	その他資料集	

丘の公園指定管理者募集要項

山梨県企業局（以下「企業局」という。）は、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年山梨県条例第42号。以下「条例」という。）の規定に基づき、以下のとおり丘の公園の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

※資料1「山梨県公営企業の設置等に関する条例」参照

第1 施設の概要

1 名称

丘の公園

2 沿革

昭和61年7月に開園し、財団法人丘の公園管理公社へ管理委託を行ってまいりましたが、平成16年4月より指定管理者制度及び利用料金制を導入し、指定管理者が管理運営を代行しています。

※資料2「地域振興事業の概要」参照

3 所在地

ゴルフ及びレジャー関連施設：山梨県北杜市高根町清里3545番地の5
まきばレストラン：山梨県北杜市大泉町西井出8240番地の1

※資料3「丘の公園施設案内図」参照

4 施設の規模等

① ゴルフ関連施設

敷地面積 751,907㎡

施設 ゴルフ場（富士山コース、駒ヶ岳コース）18ホール、ゴルフ練習場、レストラン等

※旧八ヶ岳コース（約28万㎡）9ホールは、平成31年3月末に廃止し、現在は「無料開放施設」として一般開放するとともに、収益を目的としないイベント等の開催申請があった場合は、審査のうえ利用承認している。

※ゴルフ場駐車場に隣接する太陽光発電施設及び太陽光発電施設計測棟を除く。

② レジャー関連施設

敷地面積 490,742㎡

施設 アクアリゾート清里（レストラン含む。）、オートキャンプ場、パターゴルフ場、グラウンド・ゴルフ場等

※令和5年3月末に廃止されたテニスコート、パターゴルフ場の一部、屋内プール（アクアリゾート清里内）については、他の収益事業へ転用することとしている。

③まきばレストラン

敷地面積 16,917㎡（内企業局分5,835㎡）

施設 まきばレストラン、売店等

※山梨県農政部が管理する畜産品PR室、畜産資料展示室、事務室（農政部）及び物品庫を除く。

※ゴルフ場レストラン、アクアリゾート清里レストランと併せて、レストラン事業として運営している。

※資料4「丘の公園主要施設概要」参照

※資料5「丘の公園施設位置図・平面図」参照

※資料6「主な設備等・備品等一覧表」

※資料7「その他資料集」参照

5 所有者

土地：山梨県（恩賜県有財産）

土地以外：企業局

第2 管理運営方針

1 基本方針

丘の公園は、子どもからお年寄りまで、県民各層が楽しめる総合スポーツ・レクリエーション施設として、地域振興事業の一環により、地域の観光振興や県民福祉の増進に寄与することを目的に、設置された施設です。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、安心安全で利用者が満足できるよう適正な管理運営を行うものとします。

2 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、別添「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」を基に、施設の特徴を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行うものとします。

また、施設の老朽化対策としては、収益的収支黒字を確保する中で、令和元年度から令和10年度までの間に計画的に修繕を実施していくこととしており、令和7年度までに約2億3千万円程度の修繕を実施しました。

3 施設の運営方針

ゴルフ場では若年者層の開拓や初心者利用促進、オートキャンプ場では平日稼働率の向上や冬季営業の実施、まきばレストランでは新メニューの開発やSNS等を活用した情報発信など、効果的な利用者増加対策を行いながら、収益性の向上を図って行くこととしており、この方針の実現に向けて、指定管理者は企業局と連携しながら進めていくこととします。

また、利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れることとし、企画力や情報発信力を発揮し、地域振興

への貢献について十分配慮するものとします。

さらに、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

第3 募集の内容

1 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）

- (1) 利用の承認に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公営企業管理者が必要と認める業務

※具体的な指定管理業務の内容及び管理基準については、別添「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。

2 自主事業

- (1) 指定管理者は、指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

この際、指定管理業務内である指定管理者の提案事業と自主事業は明確に区分することとします。

また、自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を提出し、あらかじめ企業局の承認を受けることとします。

- (2) 指定管理者は、施設運営に際して次に提示する課題の解決に繋がる自主事業を積極的に提案することとします。

○八ヶ岳南麓地域全体の観光振興および地域連携

○丘の公園の利用者増加及び収益向上

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 休業日及び利用時間は、条例第10条の規定に基づき、施設の利用形態等により、公営企業管理者の承認を受けて指定管理者が施設ごとに定めること。
- (2) 利用の承認等は、条例第6条及び第7条の規定によること。
- (3) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理業務を行うこと。
- (4) 丘の公園を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (5) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 土地、建物を一括して管理し、地域振興事業の目的に沿った運営を行うこと。
- (7) (3) から(6) まで掲げるもののほか、公営企業管理者が定める基準を遵守すること。

指定管理業務及び管理の基準の細目的事項は、協議の上、協定（「丘の公園管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。））で定めます。

4 責任分担

指定管理者と企業局の責任分担は、次の表（各項目の区分に応じ「○」が責任を負う。）のとおりとします。ただし、指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行うこととします。

また、指定管理者が施設、設備、備品・備品相当品等の改修等を行った場合、指定管理者は、当該資産の所有権を放棄、又は原状復帰することとします。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と企業局が協議して定めることとします。

項目	内容		指定管理者	企業局	
共通事項	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○	
	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○	
	不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水その他の災害又は戦争、テロ、暴動その他これらに準ずる事由)の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能		※両者の協議	
	政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増		○	
	利用者や第三者への賠償	指定管理者の責に帰すべきもの	○		
	保険の付保	施設火災保険			○
施設賠償責任保険			○		
自動車保険			○		
管理運営	施設周辺住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応	○		
	セキュリティ	警備不備による犯罪発生		○	
		個人情報情報の漏洩	県の指示もしくは指導の不備又は錯誤によるもの		○
			指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	○	
	施設の管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵によるもの		○	
		施設の管理の瑕疵によるもの		○	
災害時対応	上記以外			○	
	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等指示等		○		
整備維持補修	施設、設備の損傷等	経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	60万円未満	○	
			60万円以上		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		指定管理者が希望する整備・改修(資産増加)		○	
	備品・備品相当品の損傷等	経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	60万円未満	○	
			60万円以上		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		上記以外			○
	備品・備品相当品の更新・新規購入	更新	指定管理者が希望する場合	○	
			上記以外		○
新規購入		指定管理者が希望する場合	○		
上記以外			○		
その他	事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間中途において指定取消を受けた場合における撤収費用	○		

※不可抗力の発生に起因して企業局又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、企業局は損害等の状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

5 指定期間等（予定）

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで（6年間）

この期間は県議会における指定管理者の指定の議決後、正式に指定期間となります。
なお、指定管理業務に係る事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

6 指定管理者の収入

丘の公園の管理運営に係る全ての経費は、条例第11条に規定する利用料金及び下記の（2）に記載する収入をもって充てることとします。また、自主事業を実施する場合は、実施により得られる収入をもって充てることも可能とします。よって、企業局から指定管理業務に係る委託料を支払うことはなく、赤字であっても補填しません。

また、指定管理者は、丘の公園の管理運営における収入の一部を、納入金として企業局に納入するものとします。

（1）利用料金

丘の公園施設内の有料施設（条例別表第二に定める施設）の利用料金は、指定管理者の収入とし、利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、公営企業管理者の承認を受けて指定管理者が定めます。

なお、丘の公園における利用料金限度額は、令和9年4月1日から以下のとおり改正されます。そのため利用料金収入については、同日から施行される利用料金限度額を踏まえて、提案してください。

区分	改正前	改正後
ゴルフ場	17,500	19,510
ゴルフ練習場（基本利用）	550	620
ゴルフ練習場（追加利用）	330	370
パターゴルフ場（一般）	1,320	1,480
パターゴルフ場（小学生以下）	660	740
グラウンド・ゴルフ場（一般）	640	710
グラウンド・ゴルフ場（小学生以下）	320	360
オートキャンプ場（テントサイト）	7,150	8,020
オートキャンプ場（キャビン）	12,100	13,580
温泉利用施設（一般）	2,823	3,149
温泉利用施設（小学生以下）	1,419	1,592
温泉利用施設（入湯目的だけに利用する場合・一般）	1,723	1,915
温泉利用施設（入湯目的だけに利用する場合・小学生以下）	891	1,000

（2）その他の収入

以下に挙げる収入は、指定管理者の収入とします。また、①から③に係る事業等を実施した場合は、指定管理業務の一環として、指定管理業務の収入及び支出としてください。自動販売機についても指定管理業務の一環とします。ただし、③レストラン事業における各レストラン、売店、出店については、事業を必ず実施してく

ださい。なお、①から③に記載のない事業等についても、本来業務と関連する業務は指定管理業務の一環とします。

① ゴルフ事業

会員券、キャディフィ、商品販売・レンタル、自動販売機

② レジャー事業

ア アクアリゾート清里

会員券、健康教室、商品販売・レンタル、自動販売機

イ オートキャンプ場

商品販売・レンタル、自動販売機

ウ レジャーハウス棟

商品販売・レンタル、自動販売機

③ レストラン事業

ア まきばレストラン

レストラン、売店、出店、自動販売機

イ ゴルフ場レストラン、アクアリゾート清里レストラン

(3) 自主事業による収入

自主事業により得られる収入は、指定管理者の収入とします。

7 指定管理者から企業局への納入金

丘の公園の管理運営における収入の一部を納入するものとし、納入金は年額154,545,000円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額以上の金額とします。なお、納入金は毎年度同額とします。また、提案価格を基に指定期間を通じた総額及び支払方法等を基本協定に記載するとともに、指定管理者は年度ごとに企業局に納入するものとし、ます。

6(1)の利用料金又は6(2)のその他の収入の増加又は、支出の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、納入金の増額は行いません。

また、利用料金の大幅な収入の増減、物価変動等に伴う大幅な費用の増減、多額な収支差額の発生、又はそのおそれがあると認められる場合などに起因する不足額が生じた場合も、納入金の減額は行いません。

第4 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はその共同体であって次の(1)及び(2)の条件を満たすものとします。

(1) 登記事項証明書に記載されている本店若しくは主たる事務所又は団体の規約若しくは定款等に記載されている活動の本拠地（以下「主たる事務所等」という。）を山梨県内に置く又は置こうとする法人等であること。また、共同体を構成して申請する場合は、共同体の主たる事務所等を山梨県内に置くとともに、山梨県内に主た

る事務所等を置く又は置こうとする団体のうちから代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。

(2) 次のいずれかに該当する法人等でないこと。

- ① 法人の役員等（法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。）に次のいずれかに該当する者が含まれているもの
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの
- ③ 山梨県から指名停止措置を受けているもの
- ④ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- ⑦ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

(3) 共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意してください。

- ① 代表団体は共同体における責任割合が最大であること。
- ② 共同体の構成員は、単独で又は別の共同体の構成員となって申請を行うことはできないこと。
- ③ 申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできないこと。

(4) 申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意してください。

- ① 申請時に、設立に向けた規約案、速やかに設立する旨の確約書その他公営企業管理者が必要と認める資料を提出すること。
- ② 県議会における指定管理者の指定の議決（令和8年12月議会を予定）までに登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記申請が法務局において受領されたことを証する書類を提出すること。

2 申請手続等

(1) スケジュール

月 日	内 容
6月19日（金）から9月11日（金）まで	募集要項の配付
7月 3日（金）	業務説明会及び現地見学会
①7月13日（月）から7月17日（金）まで	募集に関する質問書の受付

② 8月 3日(月)から8月 7日(金)まで	
① 7月24日(金)まで	質問に対する回答
② 8月14日(金)まで	
9月 7日(月)から9月11日(金)まで	申請書類の受付

(2) 募集要項の配付

配付期間：令和8年6月19日(金)から9月11日(金)まで

(ただし、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日を除く。)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

配付場所：山梨県企業局総務課

上記期間中は、山梨県企業局総務課のホームページでも募集要項等のダウンロードができます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kigyosom/index.html>

なお、郵送での配付は行いません。

(3) 業務説明会及び現地見学会

開催日時：令和8年7月3日(金)午後1時から

集合場所：丘の公園ゴルフコースクラブハウス棟

内 容：「募集要項」及び「管理運営業務の内容及び基準」の説明、施設・設備見学、質疑応答

申込方法：説明会の参加申込書(様式8)に法人名(法人でない場合は代表者名)及び参加希望者名(各団体3名以内)(共同体での申請をする場合、各構成団体につき3名以内)を明記の上、FAX又は電子メールのいずれかで、山梨県企業局総務課へ令和8年6月29日(月)午後5時までに申し込んでください。

留意事項：申請予定者は可能な限り参加してください。個人及び申請資格のない団体の参加はできません。

質問及び回答は、山梨県企業局総務課のホームページで公開します。

(4) 募集に関する質問

受付期間：① 令和8年7月13日(月)から令和8年7月17日(金)まで

午前9時から午後5時まで

② 令和8年8月 3日(月)から令和8年8月 7日(金)まで

午前9時から午後5時まで

質問方法：質問書(様式9)に記入の上、FAX又は電子メールのいずれかで、山梨県企業局総務課まで提出してください(電話や口頭での質問にはお答えしません。)

回答方法：質問事項に対する回答は、①の期間に受付けたものについては、令和8年7月24日(金)まで、②の期間に受付けたものについては、令和8年8月14日(金)までに山梨県企業局総務課のホームページに掲載します。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/kigyosom/index.html>)

(5) 申請書類

- ① 指定管理者指定申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）
- ② 指定管理業務の実施に関する計画書・・・・・・・・・・（様式2）
- ③ 申請する法人等に関する書類
共同体による申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを提出してください。
 - ア 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）
※ 法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してください。
 - イ 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
 - ウ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）
 - エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（3箇月以内に取得したもの）
 - オ 印鑑証明書（3箇月以内に取得したもの）
 - カ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業（営業）報告書、貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）
 - キ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書
- ④ 構成員届（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式5）
- ⑤ 各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体申請の場合）・（様式6）
- ⑥ 委任状（共同体申請の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式7）

(6) 申請書類の受付

① 書面申請

受付期間：令和8年9月7日（月）から令和8年9月11日（金）まで
（ただし、山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
郵送の場合、令和8年9月11日（金）17時必着

受付方法：申請書類一式を持参または郵送により提出してください。

受付場所：山梨県企業局総務課

提出先：〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁北別館5階）

提出部数：A4判とし、正本1部、副本14部を提出してください。

ただし「様式2-②その2」についてはExcel形式、それ以外の申請書類はすべてPDF形式とし、紙媒体と併せてCD-Rにより提出してください。

原本のみ押印し（袋とじや割印をする必要はありません）、副本には原本証明をしてください。

正本、副本とも目次・ページを付け、2穴綴じファイルに綴じてく

ださい。

② 電子申請

受付期間：令和8年9月7日（月）から令和8年9月11日（金）まで
（電子メールは、令和8年9月11日（金）17時必着）

受付方法：申請書類一式を電子メールにより提出してください。

ただし「様式2-②その2」についてはExcel形式、それ以外の申請書類はすべてPDF形式とします。

受付場所：山梨県企業局総務課

提出先：〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁北別館5階）

山梨県企業局総務課メールアドレス：kigyosom@pref.yamanashi.lg.jp

3 指定管理業務の実施に関する計画書の作成

（1）指定管理業務の実施に関する計画書

指定管理業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、「募集要項」、「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」等に記載されていることを遵守し、以下の項目に沿った内容としてください。また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

- ① 収支計画書（様式2-②その2）は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。なお、利用料金収入はP.6（1）利用料金に記載した改正後の金額の範囲内で算定してください。
- ② ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む）、オートキャンプ場、旧テニスコート、パターゴルフ場、アクアリゾート清里、まきばレストランの運営管理に関する提案及び計画、無料開放施設の利活用に関する提案及び計画を企画し、様式2の該当様式により提出してください。なお、令和5年3月末に廃止となったテニスコート、パターゴルフ場の一部、屋内プール（アクアリゾート清里内）については、当該施設を利活用した他の収益事業を実施する提案及び計画の内容としてください。
- ③ 指定管理業務の実施に関する計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。
- ④ 指定管理業務の実施に関する計画書は、A4判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

4 自主事業に関する提案及び事業実施に関する計画書の作成

指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

施設の利用率向上、利用者サービスの向上等に貢献できる自主事業に関する提案があれば、様式2-②により事業計画を提出してください。

収支計画書（様式２－②その２）は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。

第５ 指定管理者の候補者の選定

選定委員会が、提出された申請書について審査基準に基づいて審査し、指定管理者の候補者を選定します。

１ 選定委員会

選定委員会開催結果の公表を山梨県企業局総務課ホームページに掲載します。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kigyosom/index.html>

また、選定委員は、次期指定管理者の候補者が決定された後に公表を行います。

2 審査基準

審査基準（審査の項目及び審査配点等）は次のとおりです。

審査基準	審査項目	審査のポイント	確認する書類	配点
1	施設の管理運営の方針等の総合的な事項	企業局が示した管理の方針と申請者が提案した運営方針が合致するか	様式2-①	5
		収入、支出積算と「指定管理業務の実施に関する計画書」の整合性は図られているか	様式2-②その1	5
	収支計画の実現可能性はあるか	様式2-②その2		
	経費節減が図られているか	様式2-③		
2	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	広報PRの内容は適切か	様式2-④	15
		利用拡大の方針及び手法は適切か	様式2-⑤	
		ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む）の管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その1	
		オートキャンプ場の管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その2	
		旧テニスコートの管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その3	
		パターゴルフ場の管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その4	
		アクアリゾート清里の管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その5	
		まきばレストランの管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その6	
		無料開放施設の利活用に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その7	
	地域貢献による事業効果	地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか	様式2-⑦	5
		施設所在周辺地域の活性化、地域との交流による施設運営の向上等の視点からの事業の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑧	
	市町村との連携による事業効果	施設所在周辺市町村と連携しての効果的な施設運営、地域活性化の取り組みに係る事業の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑨	5
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か	様式2-⑩
利用料金や利用時間等の内容は適切か	様式2-⑪			
	自主事業の提案はサービスの向上に寄与した企画となっているか	様式2-⑫		
施設運営の課題に対する事業効果	県が提示する課題に対する事業について、実現性、事業効果が期待できるか	様式2-⑬	10	
3	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性、効率性	施設の維持管理体制は適切か	様式2-⑭	5
		安全管理体制は適切か	様式2-⑮	
		再委託する場合の内容は適切か	様式2-⑯	
4	県民の平等な利用を確保することができるものであること	利用者への平等な利用を確保する内容か 社会集団の中で不利な立場にある者に配慮されているか	様式2-⑰	5
5	安定的な運営が可能となる人的能力	職員体制は十分か	様式2-⑱その1	10
		職員採用・確保の方策は適切か	様式2-⑱その2	
		職員の指導育成、研修体制は十分か	様式2-⑲	
安定的な運営が可能となる経理的基盤	申請者の財務状況は健全か	様式2-⑳ 定款等 収支予算書 事業（営業）報告書 貸借対照表 損益計算書 連結決算書 納税証明書	5	
	金融機関、出資者等の支援体制は十分か			
6	企業局納入金	企業局納入金の金額	提案価格の採点は次の方式による。 ○評価点＝ 配点×当該応募者の提案価格／応募者中の最高価格	25
合計点数				100

3 一次審査

提出された「法人等概要書」等により資格審査を行います。一次審査の結果は、令和8年9月25日（金）までに申請者に文書で通知します。申請状況については、一次審査終了後に申請者数を山梨県企業局総務課のホームページで公表します。

4 二次審査

一次審査通過団体による書類審査及びヒアリングを実施します。ヒアリングは、提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。この際、「指定管理業務の実施に関する計画書」に記載していないことは説明できません。

申請者から提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」等を審査した結果、高位の評価を得た順に順位を決定します。ただし、二次審査において総得点が一位であっても一定基準に満たない場合、又は得点が著しく低い審査項目がある場合は候補者に選定しないことがあります。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の決定

指定管理者選定委員会による選定結果に基づき、公営企業管理者が候補者を決定し、二次審査を受けた団体に対して令和8年10月16日（金）頃までに選定結果を通知し、追って申請者名（共同体の場合は、構成団体名、代表団体名、構成員名）、提案価格、審査点数、選定理由を公表します。

2 候補者との協議

候補者と指定管理業務の細目について協議を行い、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった申請者を指定管理者の候補者として協議を行います。

3 指定管理者の指定

企業局は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

指定管理者の指定をしたときは、その旨を文書で通知します。

4 指定管理者との協定締結

企業局と指定管理者は、先に実施した仮協定を前提に、更に指定管理業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。

（1）基本協定の内容（予定）

○管理業務の内容に関する事項

○遵守事項

- 協定の期間等に関する事項
- 利用料金に関する事項
- 企業局納入金に関する事項（支払方法等含む。）
- 管理業務に関する責任分担に関する事項
- 業務計画書の提出に関する事項
- 利用者の満足度調査等の実施・報告に関する事項
- 定期報告事項
- 業務状況の聴取、対面による意見交換等の実施に関する事項
- 事業報告書の提出に関する事項
- 業務実施状況の確認・評価に関する事項
- 秘密の保持、個人情報保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置等に関する事項
- 指定の取消し等に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- 権利譲渡等の制限に関する事項 他

（指定管理者が共同事業体方式の場合は、次の事項が加わります。）

- 代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取消し等に関する事項
- 代表団体、構成員の重要事項の変更に関する事項
- 代表団体の地位、構成員の責任に関する事項
- 構成員の脱退に対する措置に関する事項 他

（注）協定の締結にあたっては、共同体の構成員すべてを協定当事者とし、協定に関する責任は共同体の構成員すべてが負うこととなります。

（複数の会社が指定管理業務を行うために新たに会社を設立した場合は次の事項が加わります。）

- 事務所の所在地、定款の目的、資本の額並びに株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項 他

※新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、又は設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合については、事前に企業局と指定管理者並びに出資者の3者間による協定の締結が別途必要となります。

第7 指定管理業務の適正な実施に関する事項

1 指定管理業務の再委託等の制限

指定管理者が指定管理業務の全部を一括して、又は指定管理業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

指定管理業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ企業局に申請し、承認を受けることとします。

2 暴力団の排除

指定管理者は、施設を暴力団の活動に利用させることはできません。

3 個人情報の取扱い

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。この場合において、指定管理者は、企業局と協議の上で別に定める個人情報の保護に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う個人情報の保護を行うものとします。

4 情報公開への対応

指定管理者は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）の規定により企業局と協議の上で別に定める情報公開に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う文書の公開を行うものとします。

5 文書の管理・保存

指定管理者は、指定管理業務に係る文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとします。なお、文書の保存期間は、山梨県行政文書管理規程第35条第2項の規定に準じて定めてください。

6 保険への加入

利用者等に係る保険は、「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」に掲げるものについて、指定管理者が加入するものとします。

7 電気調達の契約

指定管理者が電気事業者を選定し、契約を締結するものとします。

なお、電気料の削減が見込まれるなど、県有施設の一括入札による電気調達の契約を行うことが適切であると県が判断した際は、入札参加について県と指定管理者（又は指定管理者の候補者）は協議するものとします。

8 キャッシュレス決済の導入

指定管理者は、原則として、全ての利用料金においてキャッシュレス決済を導入することとし、令和9年4月末までに多様な決済手段（クレジットカード、電子マネー、コード決済）に対応することとします。

9 不可抗力等発生時の対応

不可抗力その他企業局及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由が発生した場合、指定管理者は、速やかに企業局に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、企業局が避難所、広域防災拠点等のため、施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、企業局の指示に従わなければなりません。

なお、避難所等としての使用その他災害対応による費用負担等については別途協議するものとします。

10 備品及び備品相当品

企業局は指定管理者に、丘の公園の管理・運営に必要となる備品及び備品相当品（別添「主な設備等・備品等一覧表」参照）について貸与します。

指定管理者が管理運営費（第3の6（1）～（2）の収入）で購入した備品及び備品相当品は、指定期間中又は当該期間終了後には企業局に帰属することとします。

「主な設備等・備品等一覧表」のうち「取扱欄」に「故障即除却」と記載のある備品等については、企業局では、故障し、修繕不能となった場合は、これに代わる備品等を貸与しません。

指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の経費により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収してください。ただし、企業局と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は企業局又は企業局が指定するものに対して引継ぐことができます。

11 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る支出及び収入は、法人等の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理業務に係る経理（ゴルフ事業、レジャー事業及びレストラン事業）、自主事業に係る経理、それ以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理してください。

次年度の施設利用に係る収入については、前受金として処理し、次年度の収入としてください。ただし、指定管理期間の最終年度において次年度の施設利用に係る収入は、企業局が必要と認めた場合を除き、受け入れることはできません。

また、定期利用券等（年度を跨るもの）について、次年度に残存利用期間がある場合は、日割り計算により年度区分し、各年度の収入としてください。ただし、指定管理期間の最終年度から次年度まで継続する定期利用券等は、企業局が必要と認めた場合を除き、発行できません。

12 法令等の遵守

指定管理者は、指定管理業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。山梨県公営企業の設置等に関する条例のほか、以下の法令に留意してください。

- (1) 地方自治法第244条第2項、第3項
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法令
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (4) その他丘の公園内で管理運営する業務に関連する全ての法令

第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による指定管理業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

- 1 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合
指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理者は、速やかに企業局に報告しなければなりません。企業局は指定の取消し又は期間を定めた指定管理業務の全部若しくは一部の停止の措置をとることができます。
- 2 その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合
不可抗力その他企業局及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理業務の全部若しくは一部の継続の可否について協議するものとします。
- 3 指定管理業務の引継ぎ
指定期間の終了若しくは指定の取消しにより指定管理業務を引き継ぐ場合には、企業局が定める期間内に、企業局又は企業局が指定した者に対して指定管理業務を引き継ぐとともに必要なデータ等を遅滞なく提供しなければなりません。
なお、新たに指定管理者に指定された者への引継ぎ内容については、募集要項、仕様書に基づき仮協定の締結までに企業局と協議の上、決定します。
引継ぎに必要な指定管理者の費用は、指定管理者の負担とします。

第9 申請に関する留意事項

- 1 審査の対象又は候補者からの除外
申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は候補者から除外します。
 - (1) 選定委員会の委員又は申請に関する業務に従事する企業局職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
 - (2) 申請書類に虚偽記載又は不正行為があった場合
 - (3) 第4の1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
 - (4) 申請者による指定管理業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として相応しくないと企業局が認めた場合
 - (6) その他不正な行為があったと企業局が認めた場合
- 2 指定管理業務開始前における指定の取消し
指定管理者が指定管理業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。
 - (1) 正当な理由がなく協定の締結に応じない場合
 - (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理業務の履行が確

実でないと企業局が認めた場合

(3) 第9の1の各項目に該当する場合

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

企業局が提示する設計図書等の著作権は企業局及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定及び指定において公表する必要がある場合その他企業局が必要と認めるときは、企業局は、申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は、返却しません。

(5) 公表

申請書類は、個人情報等を除き情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

(1) 丘の公園に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。

(2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請辞退届（様式10）により届け出てください。

(3) 丘の公園では、新たな財源を確保し、もって県民サービスの維持・向上を図るため、ネーミングライツ制度を導入しており、本施設にも同制度により愛称が付与される可能性があります。指定管理者は、ネーミングライツの導入に関する企業局の検討・実施に協力することとします。

※ ネーミングライツ制度とは、施設等の名称に「愛称」として団体名・商品名等を付与していただき、ネーミングライツスポンサー（施設命名権者）から対価を得るものです。

第10 事業実施状況のモニタリング(業務の確認・検証)等

1 モニタリング、評価の実施

企業局は、施設が設置目的に沿って適切に管理され、必要なサービス水準が確保で

きるよう、指定期間中の指定管理業務等の実施状況を把握するモニタリングを行います。

企業局は、仕様書に基づき指定管理者から提出される定期報告書、事業報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見等の内容及び事故・災害報告、現地調査、指定管理者との対面による意見交換等により、業務の実施状況をモニタリングし、その結果を評価します。

モニタリングの結果、施策を推進する業務の効果が不十分など仕様書や業務計画書に記載された事項等が達成されておらず、業務の改善が必要な場合は、企業局と協議の上、対策を講じるものとします。

モニタリング、評価は次の方法により行います。

(1) 企業局が行う評価

企業局は、指定期間が始まる前までに指定管理者と協議し別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況等）についての事業評価を実施します。

結果については、県のホームページ等で公表します。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、指定管理業務及び自主事業の自己評価を行い、企業局に「指定管理施設の管理運営状況評価書」（モニタリングシート）を提出するものとします。

(3) 利用者の満足度調査の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、意見・苦情等をアンケート調査等で把握し、その結果及び対応策について企業局に報告するものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、企業局へ報告していただきます。

(4) その他

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県の「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に準じて省エネルギーの推進及び地球温暖化の防止に努めるとともに、省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底等、環境負荷の低減に努め、エネルギーの使用状況等については、企業局に報告していただきます。

2 県の監査委員等による監査

県の監査委員又は県の外部監査契約に基づく監査人、県議会が必要と認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 指定管理業務開始後の指定の取消し等

企業局は、次の場合、指定管理者の指定の取消し等の措置を行う場合があります。

(1) 指定の取消し等

指定管理者による指定管理業務の実施状況が、基本協定で規定する取消事由等に

該当すると認められる場合には、企業局は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

なお、基本協定で規定する取消事由等は、次のような状況を想定しています。

- ① 定期報告書、事業報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- ② 関係法令、条例、規則又は基本協定の規定に基づく企業局の指示に従わないとき、又は指示によっても指定管理業務の内容に改善がみられないとき
- ③ 関係法令、条例、規則又は基本協定の規定に違反したとき
- ④ 法人等の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することができないと認められるとき
- ⑤ 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上不相当であると認められるとき
- ⑥ 暴力団排除対象法人等に該当すると認められるとき
- ⑦ その他管理を継続させることが適当でないとき

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、企業局に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、企業局と指定管理者は協議するものとします。

第 1 1 問い合わせ先及び各種書類の提出先

山梨県企業局総務課経営企画担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁北別館5階）

電 話：055-223-5394（ダイヤルイン）

F A X：055-237-8162

メールアドレス：kigyosom@pref.yamanashi.lg.jp